

BUSINESS LOAN(旧オリックス VIP ローンカード BUSINESS)

会員規約〔商品条項〕

第1条（カードの取扱い等）

1. 当社は、会員にローンカード（以下「カード」といいます。）を発行します。なお、発行されたカードの所有権は、当社に属します。
2. 会員は、善良な管理者の注意をもってカードを使用し、保管するものとします。
3. カードは会員のみが使用できるものとし、カードを第三者に貸与もしくは譲渡、または質入れその他担保として提供等をできません。また、法人会員および保証人は、第三者（保証人以外の法人会員の代表者を含む）にカードを使用させないものとします。
4. 会員がカードの紛失、盗難、毀損、滅失等の理由により再発行を希望した場合で、当社が相当と認めたと、当社は所定の手続きの上でカードを再発行します。

第2条（借入れおよび融資要領）

1. 本規約に基づく融資は、当社が別途設定する利用可能枠の範囲内で行われるものとし、かつ、当社が別途指定する金額を最低単位とします。また、融資の可否は当社が決定するものとします。なお、利用可能枠は会員等の利用状況および信用状態、または法令等の基準により変動するため、会員は借入れをするにあたり、事前に利用可能枠を確認するものとします。
2. 会員は、カードまたはスマートフォンアプリケーションを使用して当社と提携している銀行等の CD または ATM により、借入れを行うことができます。
3. 会員は、当社から振込みによる借入れを行うこと（以下「振込融資」といいます。）ができます。ただし、振込融資は、会員が予め当社に届け出た会員名義の銀行口座に当社名義で振り込む方法とします。なお、法人会員については、保証人からの申込みについてのみ受け付けるものとします。

第3条（融資日）

本規約に基づく融資日は、会員等がカードまたはスマートフォンアプリケーションを使用して CD または ATM により借入れを行った場合にはその日とし、振込融資による場合には会員の銀行口座への入金日にかかわらず当社が振込送金を行った日とします。

第4条（借入利率）

カードの借入利率は、次のとおりです。ただし、企業提携等により借入利率を別に定めている場合は、当該利率を適用するものとします。

契約枠（コース）	100万円未満	100万円以上 500万円以内
借入利率（実質年率）	8.0%~17.8%	6.0%~14.9%

第5条（返済方法）

1. 返済方法は、会員が次の各号から選択し、当社が認めた方法とします。ただし、事前に当社が返済方法を指定したときは、会員はこれに従うものとします。
 - ①会員の指定する会員名義の銀行口座から口座振替により返済する方法（以下「自振返済」といいます。）。ただし、自振返済が開始されるまでの間、当社が指定する銀行口座への振込返済となる場合があります。
 - ②日本マルチペイメントネットワーク推進協議会が運営するペイジーを利用したインターネットバンキングにより返済する方法（以下「インターネット返済」といいます。）。
 - ③当社指定の ATM を利用して返済する方法（以下「ATM返済」といいます。）。
2. 当社が会員に対して返済方法の変更を要請した場合、会員は直ちに変更のための必要書類の提出および手続

きを行うものとしします。

- 第1項で自振返済を選択した会員は、次のいずれかの方法により、口座振替の申込を行うものとしします。
 - ①インターネットを利用して申し込む方法。なお、自振返済口座の変更が必要になった場合や当社が要請した場合は、会員は直ちに再手続きに応じるものとしします。
 - ②金融機関宛の預金口座振替依頼書（以下「口座振替依頼書」といいます。）を当社に差し入れる方法。なお、自振返済口座の変更が必要となった場合や当社が口座振替依頼書の再提出を要請した場合は、会員は直ちに新しい口座振替依頼書の提出に応じるものとしします。

第6条（返済方式と毎月返済額）

- 返済方式は、新残高スライドリボルビング返済方式（以下「新残高スライド返済」といいます。）または元利込定額リボルビング返済方式（以下「元利込定額返済」といいます。）のうち会員が指定し、当社が認めた返済方式としします。
- 新残高スライド返済の毎月返済額は、直前の個別融資契約成立後の融資残高を当月の残高として下表の金額としします。この毎月返済額は、次の融資契約が成立するまで、残高の減少にかかわらず継続されるものとしします。

〔新残高スライド返済の毎月返済額〕

当月の残高	50万円以内	50万円超 100万円以内	100万円超 200万円以内
毎月返済額	15,000円	25,000円	40,000円

当月の残高	200万円超 300万円以内	300万円超 400万円以内	400万円超 500万円以内
毎月返済額	60,000円	70,000円	80,000円

- 元利込定額返済の毎月返済額は、契約枠（コース）に応じて下表の毎月返済額以上の金額で設定するものとしします。ただし、契約枠（コース）が当社の審査等により引き下げられた場合、毎月返済額は当社が下表の範囲内で変更するものとしします。

〔元利込定額返済の毎月返済額〕

契約枠（コース）	50万円コース	100万円コース	200万円コース
毎月返済額	15,000円以上	25,000円以上	40,000円以上

契約枠（コース）	300万円コース	400万円コース	500万円コース
毎月返済額	60,000円以上	70,000円以上	80,000円以上

第7条（約定返済と繰上返済）

- 毎月の返済（以下「約定返済」といいます。）は、当社所定の期日の中から会員等が指定し当社が認めた返済日（以下「約定返済日」といいます。）に履行するものとしします。
- 約定返済日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日を約定返済日とみなします。なお、ATM返済の会員についても同様としします。
- 約定返済は、約定返済日の7営業日前（以下「返済確定日」といいます。）に融資残高がある場合には、当該約定返済日に履行するものとしします。ただし、入会から1ヶ月以内に借入れを行った場合には、口座振替手続きの都合で返済開始日が遅れる場合があります。
- 前項にかかわらず、会員等は当社に事前に連絡した上で、当社所定の範囲内で繰上返済することができま。ただし、当社指定のATMを利用して繰上返済する場合、ATMの種類や設置場所または利用日時等によっては千円単位での一部返済となる場合があります。
- 返済確定日の翌日以降に行った繰上返済の合計額が約定返済額に達した場合、当社は約定返済日の入金があったものとみなします。
- 繰上返済が行われた場合であっても、当社と金融機関との口座振替手続きの都合上、約定返済日に口座振替が行われる場合があります。
- 当社が、約定返済額その他会員に請求することができる金銭債権の額を超過する金額を受領し、これを会員に返戻する場合でも、かかる超過金額に利息は付利されないものとしします。

第8条（返済金の充当順位）

